

暴風警報発令等の場合の授業の措置について

教務部

暴風警報・特別警報発令の場合、授業等について以下の通りとします。

授業日について

		授業の措置
イ	<u>午前7時</u> までに解除の時	予定通り授業実施
ロ	<u>午前9時</u> までに解除の時	3限から 3限～7限の時間割 で授業実施
ハ	<u>午前11時</u> までに解除の時	5限から 5限～7限の時間割 で授業実施
ニ	<u>午前11時</u> 現在解除されていない時	臨時休業とする。

(イ)、(ロ)、(ハ)の場合、居住地から学校までの交通事情により、授業開始に間に合わなかったときは、担任に申し出ること。

(ニ) の場合は生徒は登校しないこと。クラブ活動も行わないこと。

休日について

午前9時現在、暴風警報が解除されていない場合

クラブ活動（クラス活動も含む）は行わないこと。（登校禁止）

公式戦については主催団体の指示に従うこと。

以上